

事務連絡
令4年1月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「職場における積極的な検査等の実施手順」及び
「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて

平素より大変お世話になっております。

職場における積極的な検査については、「職場における積極的な検査等の実施手順」（令和3年6月1日付事務連絡）及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（令和3年6月25日付事務連絡）等において、実施手順等をお示ししているところです。

今般、これに関連し、事業者が購入した抗原定性検査キットを従業員に持ち帰らせ、当該従業員が在宅で検査を行う場合に考え方について、別紙のとおりQ&Aとしてお示ししますので、ご留意頂くとともに、管内地方公共団体、関係団体等への周知を御願いいたします。

問 「職場における積極的な検査等の実施について」（令和3年6月1日付事務連絡（内閣官房、厚生労働省）等によって、事業者が購入した抗原定性検査キットを従業員に持ち帰らせ、当該従業員が在宅で検査を行うことは可能か。

答：

1. 抗原定性検査キットを適切に利用した経験等がある社員※については、当該企業が購入・保管しているキットを一定数持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用することは差し支えない。
※ 当該事業者における職場検査のほか、薬局、イベント会場、飲食店等で利用方法について指導を受けたことがある従業員（誓約書等で確認）又は、利用方法について当該事業者等による講習（オンラインを含む）を受けた従業員。
2. 検査の実施にあたっては、検査管理者が、検査結果は必ず報告させ、陽性者には受診を確保すること。なお、可能な限りオンラインで立ち会い又は管理下において実施することが望ましい。
3. なお、事業者においては、抗原定性検査キットが医療現場や社会機能維持の場面でも使用されるものであることを踏まえ、必要と想定される量を勘案して購入するよう留意すること。